

平成28年8月9日

第75回 神戸市個人情報保護審議会

国民健康保険システムへの情報項目の
追加について

(保健福祉局)

神保高国第1771号
平成28年8月4日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険システムへの情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

国民健康保険システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(被保険者情報)

制度個人番号 (マイナンバー)

統合宛名番号

国民健康保険システムへの情報項目の追加について

1. 趣旨

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法という。）別表第 1 の 30 項に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務において「制度個人番号（以後、「マイナンバー」という。）」を利用することとなる。

国民健康保険事務では、平成 28 年 1 月から一部の申請でマイナンバーの申請書への記載が必要となっているほか、平成 29 年 7 月からは、マイナンバーを活用した行政機関や他自治体との情報連携が行われる予定であり、国民健康保険システムに「マイナンバー」を追加する必要がある。

加えて、市内部で共通の個人を一意に識別される番号として付番された「統合宛名番号」を取得し、庁内の他システムとの連携で使用するにより、国民健康保険事務の効率的な運用を図る。

なお、国民健康保険システムは、システムのサーバ化を予定しており、システムによるマイナンバー及び統合宛名番号の利用は、新システムが稼働する平成 29 年 1 月（予定）からとなる。

2. 概要

被保険者の資格に関わる被保険者本人の氏名、性別、生年月日、住所等の住記情報、保険料の賦課に必要な税・所得情報などを管理する。

マイナンバーについては、被保険者の資格情報のマイナンバーによる照会のほか、番号法で定められた行政機関や他自治体との情報連携に活用する。

統合宛名番号については、統合宛名システム等、庁内他システムとのデータ連携に使用する。

なお本件にかかるマイナンバー、統合宛名番号の利用は、神戸市個人情報保護審議会の特定期間個人情報保護評価書点検部会（平成 28 年 8 月 29 日予定）での点検、承認決議を経て、国への報告後に開始する予定である。

3. 効果

国民健康保険の各種申請において、必要な本人確認書類の提出に代えて、マイナンバーを活用した情報連携の結果を利用することができる点など、被保険者等の負担軽減につながるが見込まれる。また、統合宛名番号を導入することにより、市民税システムからのデータ連携による所得把握など、庁内他システムとの情報連携をより効率化することができる。

4. 実施計画

平成 28 年 8 月	特定個人情報保護評価書点検部会での点検・承認
～平成 28 年 12 月	システム開発・テスト
平成 29 年 1 月	新システム本番稼働、マイナンバー及び統合宛名番号利用開始
平成 29 年 7 月	行政機関や他自治体との情報連携開始

5. 件数

- (1) 被保険者数 約 36 万 5 千人 (平成 28 年 3 月末統計)
- (2) 世帯数 約 23 万 2 千世帯 (平成 28 年 3 月末統計)

6. 個人情報の保護

現行システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理・使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。システムの保守・運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

さらに、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（全項目評価）への記載内容通りの運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 ID カードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。